

令和8年度 就学援助制度についてのお知らせ

下関市では、経済的理由により就学困難なご家庭に対して、小・中学校で必要な費用の一部を援助しております。援助を受けるには毎年度申請が必要です。新小学1年生・新中学1年生で、令和8年3月に新入学用品費を受給された方も、今年度の就学援助を希望される場合は、改めて申請が必要です。

1 申請受付期間

4月15日（水）～4月30日（木）（土・日・祝を除く）ただし、4月19日（日）は受付

※受付時間、申請場所については、P4「7 申請方法」参照。

2 援助の対象となる方

下関市立小学校・中学校及び県立下関中等教育学校（前期課程）・県立下関西高等学校附属中学校に在籍する児童生徒の保護者で、下関市に住所を有し、下記のいずれかに該当する方（生活保護世帯は申請不要）。

- ①生活保護を受けていたが、最近停止又は廃止となった方 ※世帯全員が停止又は廃止
- ②国民年金の掛金が免除されている方 ※20才以上の世帯全員が免除
- ③国民健康保険料が減免されている方 ※世帯全員が減免
- ④児童扶養手当を受給している方 ※児童手当ではありません
- ⑤生活保護を受けていないが、援助を必要とする経済状況にある方

3 申請に必要なもの

(1) 保護者名義の預金通帳（原本）

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の口座番号が必要。

(2) 所得を証明するもの（A・B・Cのいずれか） ※写し(コピー)は提出のため、必ず持参すること

▼A「源泉徴収票」（令和7年分）（原本と写し） ※給与収入又は年金収入のみで、確定申告や市・県民税申告をされていない方

▼B「確定申告（第一表と第二表）」の控え（令和7年分）（原本と写し） ※確定申告をされた方

▼C「市・県民税申告書」の控え（令和8年度）（原本と写し） ※市・県民税申告をされた方

- ・生計を共にする方全員のもの（原則、住民票の世帯）。 ※ただし、「中学生以下の方」又は「令和7年中に学生で所得がない方」は所得を証明するものは不要です。
- ・父母、祖父母、おじ・おば等の前年中に収入がない方、遺族年金や障害年金の受給者も所得の申告が必要となります。
- ・前年中に所得のない方、配偶者控除対象者も、所得の申告が必要（申告場所は、P4「7 申請方法（3）注意事項」参照）。
- ・「令和7年度所得課税証明書」、「令和7年度特別徴収税額決定通知書」、「令和7年度市県民税納税通知書」は全て使用不可。
- ・住民票上同一世帯で生計が別の場合は、それを証明できるもの（それぞれの光熱水費の請求書等）が必要です。
- ・スマートフォン等で確定申告された場合は保存したPDFデータを印刷したものを提出してください。
- ・所得を証明するものをお持ちでない方は、▼A「源泉徴収票」は「給与の支払者」又は「年金の支払者」に、▼B「確定申告書の控え」は、「下関税務署」にそれぞれご相談ください。▼C「市・県民税申告書の控え」は、P4「7 申請方法（2）申請場所」に記載の窓口にて、お持ちでない旨お申し出ください。

(3) 上記「2 援助の対象となる方」の①～④に該当する場合は、対象であることを証明するもの。（原本と写し） ※写し(コピー)は提出のため、必ず持参すること

- ①生活保護の停止・廃止決定通知書 ※世帯全員が該当していること。
- ②該当者全員分の免除通知書 ※20歳以上の世帯全員が該当していること。免除期間に基準日（4月申請はR8.4.1）が含まれているものに限る。
- ③世帯全員分の減免通知書 ※世帯全員が該当していること。減免期間に基準日（4月申請はR8.4.1）が含まれているものに限る。
- ④児童扶養手当証書 ※児童扶養手当証書は、こども家庭支援課から送付された緑色の証書で、有効期限内であるものに限る。

4 援助の内容

(援助金額は、校納金の一部であり、全額ではありません)

費目	支給基本額		
①学用品費 (通学用品費を含む)	小学校	1年生	年間 11,630円
		その他学年	年間 13,900円
	中学校	1年生	年間 22,730円
		その他学年	年間 25,000円
②新入学用品費	小学校	令和8年4月1日付認定の新1年生	(1区分) 64,300円 (2区分) 57,060円 (3区分) 45,648円 (4区分) 37,089円 (5区分) 28,530円
	中学校	令和8年4月1日付認定の新1年生	(1区分) 81,000円 (2区分) 63,000円 (3区分) 50,400円 (4区分) 40,950円 (5区分) 31,500円
		令和9年3月1日時点で認定されている 小学6年生	(1区分) 81,000円 (2区分) 81,000円 (3区分) 81,000円 (4区分) 81,000円 (5区分) 81,000円
③校外活動費	小学校	日帰り	実費 (上限1,600円)
		宿泊	実費 (上限3,690円)、年1回
	中学校	日帰り	実費 (上限2,310円)
		宿泊	実費 (上限6,210円)、年1回
④修学旅行費	小学校		実費 (上限22,690円)
	中学校		実費 (上限60,910円)
⑤給食費	小学校・中学校		※学校給食費無償化より支給なし
⑥通学費	小学校	通学距離 片道4km以上の児童	通学定期券代等実費相当額
	中学校	通学距離 片道6km以上の生徒	(ただし、校区外通学者は対象外)
	特別支援学級に在籍し、公共交通機関を利用		通学定期券代等実費相当額
⑦医療費	学校の健診等で治療の指示があった学校病 (トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿疱疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病)		実費 ※子ども医療費助成制度との併用は不可

- ・「②新入学用品費」は、入学前に支給を受けておらず、**4月中に申請**し、認定された場合に支給します。
- ・支給額は、上記支給基本額に P3「5 支給階層区分」の支給率を乗じた金額になります。
- ・県立下関中等教育学校 (前期課程)・県立下関西高等学校附属中学校に在籍の場合は、①②③④のみ支給します。
- ・学校から報告される、援助対象児童生徒の校外活動、修学旅行の出欠状況等に基づき、精査した上で補助対象額を支給します (保護者が負担した全額ではありません)。

5 支給階層区分

認定者の世帯全員（同一生計者を含む。）の合計所得金額によって、次の表のとおり5段階に区分し支給します。支給金額は、援助する費目ごとに、各区分に応じた支給率を掛けた金額となります。ただし、修学旅行費、通学費及び医療費の支給率は、全区分100%です。

区分	所得の範囲	支給率
第1区分	世帯の所得が生活保護基準額の0倍～0.5倍未満	100%（新入学用品費のみ、別に定める。）
第2区分	世帯の所得が生活保護基準額の0.5倍以上～1.0倍未満	100%（新入学用品費のみ、別に定める。）
第3区分	世帯の所得が生活保護基準額の1.0倍以上～1.1倍未満	80%（新入学用品費のみ、別に定める。）
第4区分	世帯の所得が生活保護基準額の1.1倍以上～1.2倍未満	65%（新入学用品費のみ、別に定める。）
第5区分	世帯の所得が生活保護基準額の1.2倍以上～1.3倍未満	50%（新入学用品費のみ、別に定める。）

6 就学援助認定基準額

P1「2 援助の対象となる方」の「⑤生活保護を受けていないが、援助を必要とする経済状況にある方」で申請される場合の基準となる金額の参考例です。目安としてご覧ください。

■（ケース1）4人家族（父41歳、母36歳、子14歳、子9歳）の場合

令和7年中の世帯全員の合計所得金額が、321万円程度未満のご家庭が対象。

■（ケース2）2人家族（母30歳、子6歳）の場合

令和7年中の世帯全員の合計所得金額が、219万円程度未満のご家庭が対象。

■（ケース3）6人家族（父41歳、母36歳、子14歳、子9歳、祖父70歳、祖母69歳）の場合

令和7年中の世帯全員の合計所得金額が、396万円程度未満のご家庭が対象。

※家族構成（人数・年齢）により基準となる金額は変わります。

※「所得」は収入から必要経費を引いた金額のことです。「給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」欄に記載の金額が「所得」です。

7 申請方法

(1) 申請受付期間

▼受付期間

4月15日(水)～4月30日(木)(土・日・祝日を除く)ただし、4月19日(日)は受付

※4月19日(日)は申請場所に注意してください!「(2)申請場所」参照。

▼受付時間 午前9時～午後5時

▼5月以降の申請について

- ・受付: 随時(平日のみ) ※申請場所は、「(2)申請場所」参照
- ・認定: 翌月

※認定月より前の月分は支給されませんのでご注意ください。「新入学用品費」は、入学前に支給を受けておらず、4月中に申請し、認定された場合に支給します。

(2) 申請場所

下関市役所(南部町)本庁舎西棟1階、

菊川教育支所、豊田教育支所、豊浦教育支所、豊北教育支所

※4月19日(日)の申請場所は下関市役所(南部町)本庁舎1階、菊川教育支所、川棚公民館です。

※5月以降は、教育センター(幡生新町)、各教育支所です。

(3) 注意事項

- ・前年中に収入がない方、遺族年金や障害年金の受給者も所得の申告が必要となります。ただし、「中学生以下の方」又は「令和7年中に学生で所得がない方」は申告は不要です。

【所得の申告場所】

下関市役所本庁舎西棟2階市民税課(南部町)

各総合支所市民生活課(菊川、豊田、豊浦、豊北)

- ・学校諸費の滞納等が判明した場合は、原則として学校長を経由して支給します。

(4) 学校での申請

- ・原則として保護者へ直接支給となりますが、個々の事情により、学校長経由で受給希望の方は、お子様が在籍する小・中学校へお申し出ください。なお、学校での申請が認められない場合がありますので、学校へはお早めにご相談ください。
- ・市役所等での申請と重複した場合は、学校での申請を優先します。

8 審査結果・支給予定日

▼審査結果: 6月末(予定)に郵送で通知

▼支給予定日: 7月10日・9月25日・1月29日・3月19日

【お問い合わせ先】

下関市教育委員会 教育部 学校教育課 ☎083-231-1570

菊川教育支所 ☎083-287-4025 豊田教育支所 ☎083-766-2802

豊浦教育支所 ☎083-772-2117 豊北教育支所 ☎083-782-1943